

ペーパレス化による業務効率化と 税務マネジメントの高度化を実現

次世代 ERP や経費精算システム導入を契機とし、緩和された電子帳簿保存法を活用したペーパレス化を支援します。

帳簿書類の電子化を進める好機到来

政府による「デジタル・ガバメント実行計画」、および国税庁による「税務行政の将来像～スマート化を目指して」の公表等、現在、行政のデジタル化が強力に推進されています。また、大企業の電子申告義務化や電子帳簿保存法の緩和を通じて、企業側での税務の電子化も求められています。一方、テクノロジー領域では、SAP S4/HANA などの次世代 ERP システムの導入や、スマートフォンや法人カードデータ連携等を活用した経費精算業務のシステム化を推進する企業が増加しています。これらの取り組みは国税帳簿書類の電子化を進める絶好の機会といえます。企業は、帳簿書類の電子化を通じて次のようなベネフィットを享受することができます。

業務効率化	税務マネジメント高度化
<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間と場所を選ばない業務処理 ■ 外部データ自動連携による入力効率化・正確性向上 ■ ペーパレス化による経理・税務部門工数削減 ■ 書類の運搬・保管コストの削減 ■ 照会時の迅速な検索・回答 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動的な統制・チェックによる不正・誤りの防止 ■ 分析機能による不正・誤り等否認リスク検知 ■ セキュリティ強化・事業継続計画 (BCP) の推進 ■ 適法な電子保存による当局からの信頼獲得

電子帳簿保存法概要

対象帳簿・書類	国税関係帳簿	国税関係書類			
	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳など	決算関係書類：貸借対照表、損益計算書など 取引関係書類の控え	取引関係書類：契約書・領収書、契約の申込書、請求書、納品書、送り状、検収書、見積書、注文書など		
		自己が作成・発行した書類	相手方から受領した書類	電子取引データ	
根拠法令	電子帳簿保存法 4 条 1 項	電子帳簿保存法 4 条 2 項	電子帳簿保存法 4 条 3 項	電子帳簿保存法 10 条	
作成・保存要件	真实性の確保 ・ 訂正削除履歴 ・ 相互関連性 ・ 関係書類等の備付 可視性の確保 ・ 見読可能性 ・ 検索機能	真实性の確保 ・ 関係書類等の備付 可視性の確保 ・ 見読可能性 ・ 検索機能	真实性の確保 ・ 適正事務処理要件 ・ タイムスタンプ付与 ・ 関係書類等の備付 ・ 相互関連性 可視性の確保 ・ 見読可能性の確保 ・ 検索機能の確保	真实性の確保 ・ 事務規定又はタイムスタンプ ・ 関係書類等の備付 可視性の確保 ・ 見読可能性の確保 ・ 検索機能の確保	
承認申請手続	備付けを開始する日の 3 カ月前 承認申請書 + 添付書類	保存に代える日の 3 カ月前 承認申請書 + 添付書類	保存に代える日の 3 カ月前 承認申請書 + 添付書類	不要	

提供するサービス

フェーズ	サービス	支援内容
評価・分析	業務プロセス評価・分析	・業務プロセスや業務サイクルが、税法要件に適合しているかを評価します
	内部統制評価・分析	・社内規定や事務処理手続が税法に適合しているかを分析・評価します ・スキャナ保存の対象となる書類に関しては、適正事務処理要件を充足した内部統制が整備・運用されているか分析・評価します
	システム機能評価・分析	・対象となる経理システム等の税法要件適合性を分析・評価します
	関係書類評価・分析	・業務や操作手順書、システム仕様書等の関係書類の整理状況を分析・評価します
事前照会	国税への事前照会	・適合性判断の難しい個別ケースについて、国税への照会を行います
承認申請	承認申請書作成・提出	・承認申請書の作成および添付書類のレビューを実施します ・書面審査期間中の国税当局からの問合せ対応をサポートします

デロイトトーマツグループの提供価値

- 電子帳簿保存法に関するプロジェクト経験豊富なメンバーを中心としてプロジェクト体制を構築することで、ノウハウを活用し、プロジェクトを円滑に推進することが可能です。
- デロイトトーマツグループが有するビジネス・税務・会計・ITの専門家のコラボレーションによりクライアントのビジネスに最適な対応を実現します。

連絡先



パートナー 前田 圭
kei.maeda@tohmatsu.co.jp



シニアマネジャー 吉田 賢
sayoshida@tohmatsu.co.jp

デロイトトーマツ税理士法人

タックス マネジメント コンサルティング

Tel 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohmatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または "Deloitte Global") および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001